

議員発案第1号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 3月 8日

提出者	加茂市議会議員	樋口博務
賛成者	同	保坂裕一
	同	田沢弘一
	同	広野豊作
	同	高井保
	同	関龍雄

平成25年 3月26日議決

加茂市議会議長 高橋禧雄

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成三年条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条を同条第二項として、同項の前に次の一項を加える。

議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五条ただし書きを削る。

第六条の見出しを「（特別委員会の設置等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第八条第一項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第三項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会議に諮って」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員発案第2号

加茂市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 3月 8日

提出者	加茂市議会議員	樋口博務
賛成者	同	保坂裕一
	同	田沢弘一
	同	広野豊作
	同	高井保
	同	関龍雄

平成25年 3月26日議決

加茂市議会議長 高橋禧雄

る。

第百五十七条を第百六十四条とし、第百五十一条から第百五十六条までを七条ずつ繰り下げる。

第百五十条第二項中「第百四条」を「第百十一条」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百四十九条を第百五十六条とし、第九十七条から第百四十八条までを七条ずつ繰り下げる。

第九十六条第二項中「法第百九条の二第四項」を「法第百九条第三項」に改め、同条を第百三条とする。

第九十五条を第百二条とし、第七十七条から第九十四条までを七条ずつ繰り下げる。

第一章中第九節を第十節とし、第八節の次に次の一節を加える。

第九節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第七十七条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第七十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第七十九条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から

本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならぬ。

(公述人の発言)

第八十条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人に質疑)

第八十一条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第八十二条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第八十三条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、第八十条、第八十一条及び第八十二条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。